

区民委員会議案説明資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

件 名	頁
1 第 9 2 号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例	2
2 第 9 3 号議案 債権の放棄について（診療報酬の返還金）	14

(区 民 部)

第 9 2 号議案説明資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

件 名	足立区印鑑条例の一部を改正する条例			
所管部課名	区民部戸籍住民課			
内 容	1 概要 下記法令等の一部改正に伴い、足立区印鑑条例（以下「条例」という）の一部を改正する。 （１）出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）【下表①】 （２）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）【下表①】 （３）電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）【下表②】 （４）印鑑登録証明事務処理要領（昭和 4 9 年 2 月 1 日自治振第 1 0 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）【下表③】 2 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）			

3 施行年月日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第3項の改正規定（「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」に改める部分に限る。）は令和8年6月14日から適用する。

足立区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

別 紙

改正前	改正後
○足立区印鑑条例 昭和50年 3 月31日 条例第19号 改正 昭和61年 条例第15号 平成12年 条例第27号 平成16年 3 月24日 条例第10号 平成16年 5 月31日 条例第28号 平成17年10月24日 条例第40号 平成24年 7 月 2 日 条例第34号 平成25年 3 月28日 条例第12号 平成27年12月22日 条例第94号 令和元年10月23日 条例第17号 令和 2 年 3 月25日 条例第 3 号 令和 5 年 3 月24日 条例第 5 号 足立区印鑑条例を公布する。 足立区印鑑条例 東京都足立区印鑑条例（昭和31年足立区条例第 4 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めることを目的とする。 （区長の責務） 第 2 条 区長は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。 （登録資格） 第 3 条 足立区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録	○足立区印鑑条例 昭和50年 3 月31日 条例第19号 改正 昭和61年 条例第15号 平成12年 条例第27号 平成16年 3 月24日 条例第10号 平成16年 5 月31日 条例第28号 平成17年10月24日 条例第40号 平成24年 7 月 2 日 条例第34号 平成25年 3 月28日 条例第12号 平成27年12月22日 条例第94号 令和元年10月23日 条例第17号 令和 2 年 3 月25日 条例第 3 号 令和 5 年 3 月24日 条例第 5 号 足立区印鑑条例を公布する。 足立区印鑑条例 東京都足立区印鑑条例（昭和31年足立区条例第 4 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めることを目的とする。 （区長の責務） 第 2 条 区長は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。 （登録資格） 第 3 条 足立区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録

改正前	改正後
を受けることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） （登録申請） 第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 （登録申請の確認） 第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによつて行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて区長の定めたものの提示があつたとき。 (2) 東京都の区市町村において、すでに印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が足立区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。 4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書	を受けることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。 (1) 満15歳未満の者 (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） （登録申請） 第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 （登録申請の確認） 第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによつて行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うことができる。 (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて区長の定めたものの提示があつたとき。 (2) 市区町村において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が足立区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。 4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書

改正前	改正後
及び区長が適当と認める書類の持参がないときは、当該申請の印鑑の登録をしてはならない。	及び区長が適当と認める書類の持参がないときは、当該申請の印鑑の登録をしてはならない。
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること、又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。	第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること、又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。
(登録印鑑の制限)	(登録印鑑の制限)
第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。	第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）で表していないもの	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）で表していないもの
(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの	(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの
(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの	(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
(4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの	(4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
(5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの	(5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの	(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの
2 前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもの（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	2 前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもの（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
(印鑑登録事項)	(印鑑登録事項)

改正前	改正後
第8条 区長は、電子計算組織により次に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称） (4) 出生年月日 (5) 住所 (6) 印影 (7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記 (印鑑登録証の交付) 第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者、又はその代理人に対して直接に交付する。 2 印鑑登録証には、登録番号を記載する。 (印鑑登録証の引替交付) 第10条 印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損 又はき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。 (印鑑登録証亡失の届出) 第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。 (印鑑登録事項の職権修正) 第12条 区長は、法に基づく届出等により、印鑑登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録のまつ消を行う場合のほか、印鑑登録事項について職権で修正しなければならない。	第8条 区長は、電子計算組織により次に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称） (4) 出生年月日 (5) 住所 (6) 印影 (7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記 (印鑑登録証の交付) 第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。 2 印鑑登録証には、登録番号を記載する。 (印鑑登録証の引換交付) 第10条 印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証引換交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引換交付を申請することができる。 (印鑑登録証亡失の届出) 第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。 (印鑑登録事項の職権修正) 第12条 区長は、法に基づく届出等により、印鑑登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録事項について職権で修正しなければならない。

改正前	改正後
(印鑑登録事項変更の届出) 第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。 (登録廃止の申請) 第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。 2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年足立区条例第49号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行った者は、事後に印鑑登録証を返納するものとする。 (印鑑登録のまつ消) 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。 (1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。 (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。 (3) 足立区外に転出したとき。 (4) 死亡したとき。 (5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。 (6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではな	(印鑑登録事項変更の届出) 第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。 (登録廃止の申請) 第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。 2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年足立区条例第49号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行った者は、事後に印鑑登録証を返納するものとする。 (印鑑登録の抹消) 第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。 (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。 (3) 足立区外に転出したとき。 (4) 死亡したとき。 (5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。 (6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではな

改正前	改正後
なくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。 （７） 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者についてまつ消すべき理由が生じたとき。 ２ 前項の規定において、次の各号に掲げるものを除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。 （１） 転出 （２） 死亡 （３） 法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）。 （４） 前３号に定めるもののほか、区長が別に定める場合（代理人） 第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第５条第２項、第10条、第11条並びに第14条第１項及び同条第２項の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 （印鑑登録の証明） 第17条 区長は、電子計算組織に登録されている印鑑登録者に係る印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）について、当該電子計算組織により出力された写しをもって証明する。 （印鑑登録証明の申請） 第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第３条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。 ３ 第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（足立区の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、証明書等を交付する機能	なくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。 （７） 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。 ２ 前項の規定において、次の各号に掲げるものを除く事由による登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。 （１） 転出 （２） 死亡 （３） 法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）。 （４） 前３号に定めるもののほか、区長が別に定める場合（代理人） 第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第５条第２項、第10条、第11条並びに第14条第１項及び同条第２項の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 （印鑑登録の証明） 第17条 区長は、電子計算組織に登録されている印鑑登録者に係る印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）について、当該電子計算組織により出力された写しをもって証明する。 （印鑑登録証明の申請） 第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 ２ 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第３条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。 ３ 第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（足立区の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、証明書等を交付する機能

改正前	改正後
を有するものをいう。)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。） を利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。 4 前項に規定する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。 （印鑑登録証明の制限） 第19条 区長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。 （関係人に対する質問） 第20条 区長は、印鑑の登録及び証明に関し必要な調査をすることができる。 2 区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 （閲覧の禁止） 第21条 区長は、印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。	を有するものをいう。)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。 4 前項に規定する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。 （印鑑登録証明の制限） 第19条 区長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。 （関係人に対する質問） 第20条 区長は、印鑑の登録及び証明に関し必要な調査をすることができる。 2 区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 （閲覧の禁止） 第21条 区長は、印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

改正前	改正後
(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都足立区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都足立区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間に、この条例第4条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第7条第1号の規定は適用しない。 付 則（平成12年3月31日条例第27号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則（平成16年3月24日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第5号を削る改正規定は、平成16年6月1日から施行する。 付 則（平成16年5月31日条例第28号） この条例は、平成16年6月1日から施行する。 付 則（平成17年10月24日条例第40号） この条例は、平成17年12月1日から施行する。 付 則（平成24年7月2日条例第34号） 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区印鑑条例（以下「新条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票への移行がなされなかつた者に係る印鑑登録については、職権でまつ消するものとする。この場合において、登録のまつ消に	(委任) 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都足立区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都足立区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年9月30日までの間に、この条例第4条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第7条第1号の規定は適用しない。 付 則（平成12年3月31日条例第27号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 付 則（平成16年3月24日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第5号を削る改正規定は、平成16年6月1日から施行する。 付 則（平成16年5月31日条例第28号） この条例は、平成16年6月1日から施行する。 付 則（平成17年10月24日条例第40号） この条例は、平成17年12月1日から施行する。 付 則（平成24年7月2日条例第34号） 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区印鑑条例（以下「新条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票への移行がなされなかつた者に係る印鑑登録については、職権でまつ消するものとする。この場合において、登録のまつ消に

改正前	改正後
ついて、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。 3 この条例による新条例の施行日前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録資格を有する者に係る印鑑登録事項について、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行による住民票への移行に伴い変更が生じた場合は、職権で当該事項を修正するものとする。 付 則（平成25年3月28日条例第12号） この条例は、平成25年6月10日から施行する。 付 則（平成27年12月22日条例第94号） 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）附則第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。 2 この条例の施行の際現に整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第3項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る印鑑登録の証明については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月23日条例第17号） この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定（「組み合わせたもの」の次に「（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）」を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定及び第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。 付 則（令和2年3月25日条例第3号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和5年3月24日条例第5号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和5年5月規則第57号で、同5年5月11日から施行）	ついて、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。 3 この条例による新条例の施行日前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録資格を有する者に係る印鑑登録事項について、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行による住民票への移行に伴い変更が生じた場合は、職権で当該事項を修正するものとする。 付 則（平成25年3月28日条例第12号） この条例は、平成25年6月10日から施行する。 付 則（平成27年12月22日条例第94号） 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）附則第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。 2 この条例の施行の際現に整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第3項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る印鑑登録の証明については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月23日条例第17号） この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定（「組み合わせたもの」の次に「（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）」を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定及び第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。 付 則（令和2年3月25日条例第3号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。 付 則（令和5年3月24日条例第5号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和5年5月規則第57号で、同5年5月11日から施行） 付 則（令和8年●月●日条例第●号）

改正前	改正後
	この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第3項の改正規定（「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」に改める部分に限る。）は令和8年6月14日から適用する。

第 9 3 号議案説明資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

件 名	債権の放棄について (診療報酬の返還金)													
所管部課名	<u>区民部国民健康保険課、福祉部足立福祉事務所生活支援推進課</u>													
内 容	足立区が有する次の債権を放棄する。 1 経過 厚生労働省による医療機関の調査により、看護師の配置人数の不足から診療報酬の請求基準を満たしていないことが判明したため、足立区から医療機関院長に対して診療報酬の返還請求を行い、債権の一部は破産による財産処分の配当があったものの、さいたま地方裁判所から債務者に対して免責決定があった（詳細は別紙 1 「債権放棄」経過について参照）。 2 内容 (1) 債権 ア 種類 (ア) 国民健康保険診療報酬返還金 (イ) 生活保護法に基づく医療扶助に係る診療報酬返還金 イ 返還理由 診療報酬の請求基準を満たしていないことが判明したため ウ 放棄する債権の額 1 2, 8 5 4, 7 7 1 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①返還請求額</td><td>1 5, 2 8 1, 4 2 4 円</td><td>(国民健康保険分) 8, 5 1 8, 4 3 4 円 (生活保護分) 6, 7 6 2, 9 9 0 円</td></tr> <tr> <td>②破産配当</td><td>2, 4 2 6, 6 5 3 円</td><td>令和 7 年 1 1 月 2 6 日入金 (国民健康保険分) 1, 3 5 3, 5 8 5 円 (生活保護分) 1, 0 7 3, 0 6 8 円</td></tr> <tr> <td>③債権放棄の額 (①－②)</td><td>1 2, 8 5 4, 7 7 1 円</td><td>(国民健康保険分) 7, 1 6 4, 8 4 9 円 (生活保護分) 5, 6 8 9, 9 2 2 円</td></tr> </tbody> </table> (2) 債務者 埼玉県内医療機関元院長		内容	金額	備考	①返還請求額	1 5, 2 8 1, 4 2 4 円	(国民健康保険分) 8, 5 1 8, 4 3 4 円 (生活保護分) 6, 7 6 2, 9 9 0 円	②破産配当	2, 4 2 6, 6 5 3 円	令和 7 年 1 1 月 2 6 日入金 (国民健康保険分) 1, 3 5 3, 5 8 5 円 (生活保護分) 1, 0 7 3, 0 6 8 円	③債権放棄の額 (①－②)	1 2, 8 5 4, 7 7 1 円	(国民健康保険分) 7, 1 6 4, 8 4 9 円 (生活保護分) 5, 6 8 9, 9 2 2 円
内容	金額	備考												
①返還請求額	1 5, 2 8 1, 4 2 4 円	(国民健康保険分) 8, 5 1 8, 4 3 4 円 (生活保護分) 6, 7 6 2, 9 9 0 円												
②破産配当	2, 4 2 6, 6 5 3 円	令和 7 年 1 1 月 2 6 日入金 (国民健康保険分) 1, 3 5 3, 5 8 5 円 (生活保護分) 1, 0 7 3, 0 6 8 円												
③債権放棄の額 (①－②)	1 2, 8 5 4, 7 7 1 円	(国民健康保険分) 7, 1 6 4, 8 4 9 円 (生活保護分) 5, 6 8 9, 9 2 2 円												

	3 債権放棄の理由 (1) 債務者が破産により、裁判所から本債権の免責を受けたため、回収の見込みがないことから、令和8年5月の足立区債権等処理判定委員会に付議し、債権放棄が妥当との答申を得た。 (2) 以上の理由から、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。
--	--

診療報酬返還金「債権放棄」経過について

時期	内 容
令和 2 年 2 月 2 7 日	医療機関が厚生労働省関東信越厚生局の「施設基準に係る適時調査」で、看護師の人員配置が診療報酬の請求基準を満たしておらず、診療報酬を過大に請求していたことが判明した。
令和 4 年 1 月 1 1 日	医療機関は、関東信越厚生局及び埼玉県に診療報酬の返還同意書を提出した。
令和 4 年 9 月 2 1 日 令和 4 年 1 0 月 4 日	返還同意書の提出を受け、東京都を通じて、足立区に診療報酬の返還請求を行うよう通知（9 月国保・10 月生活保護）
令和 4 年 9 月 2 9 日 令和 4 年 1 0 月 2 0 日	診療報酬の返還請求書を送付 （9 月国民健康保険分、10 月生活保護分）
令和 4 年 1 2 月 2 7 日	債務者代理人弁護士による債権者に対する説明会開催。 債務者側より、返還金一律 8 割削減の提案があり足立区は減額に応じる要件がなく受入を拒否
令和 5 年 5 月	返還請求の督促
令和 5 年 1 0 月 2 0 日	返還請求の訴訟の提起について、区議会において議決
令和 5 年 1 1 月 1 6 日	東京地方裁判所へ訴状提出
令和 6 年 2 月 6 日	第 1 回口頭弁論
令和 6 年 5 月 2 4 日	さいたま地方裁判所より、債務者の破産手続開始通知
令和 6 年 1 0 月 2 2 日	第 1 回債権者集会が開催され、破産管財人弁護士より、債務者の財産状況及び収支計算について説明
令和 7 年 3 月 1 1 日	第 2 回債権者集会。債務者財産の処分見込説明
令和 7 年 9 月 3 0 日	第 3 回債権者集会。債務者の財産の整理が終わり、各債権者に対する配当について説明
令和 7 年 1 1 月 2 6 日	破産による財産処分の配当 2, 4 2 6, 6 5 3 円入金。 残債務 1 2, 8 5 4, 7 7 1 円 （国保）7, 1 6 4, 8 4 9 円 （生保）5, 6 8 9, 9 2 2 円
令和 8 年 2 月 1 7 日	債務者の破産処理終了。債務について同日免責決定
令和 8 年 2 月 2 4 日	債務者の免責決定により、東京地方裁判所の訴訟は終了
令和 8 年 3 月 1 9 日	債務者の債務免責決定が確定
令和 8 年 5 月 1 8 日	本件債権について、足立区の債権の管理等に関する条例第 1 4 条第 2 号「破産法第 2 5 3 条第 1 項の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき」に該当することから、債権放棄の判断を「足立区債権等処理判定委員会」に付議し、委員会から債権放棄の同意を得た。
令和 8 年 5 月 2 6 日	足立区債権等処理判定委員会より債権放棄相当の答申